

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業
〔地域雇用促進型〕

【1,050百万円】

対策のポイント

担い手による融資を主体とした農業用機械・施設等の導入に際し、融資残の自己負担部分への補助や追加的な信用供与等の支援を総合的に実施します。

経済危機対策では、経営規模の拡大等を図る担い手の育成とともに新たな雇用需要を創出し地域経済の活性化を図る地区を対象とした「地域雇用促進型」を創設します。

(融資主体型補助とは)

- 例えば、経営規模を拡大するためにトラクター、コンバインを導入する場合

〔資金調達の内訳(例)〕	
取得価格：1,000万円	農業近代化資金 500万円
	銀行借入 150万円
	計 650万円・・・融資
	融資で不足する額(融資残)
	預金等取り崩し 350万円・・・自己負担

自己負担部分の350万円に対して、融資率や地域農業の構造改革に関する目標、担い手の経営改善に関する目標等を勘案して算定される額を助成します。

なお、補助額は、取得価格の3/10が上限です。上記の場合300万円の範囲内で助成されます。

(支援対象者は)

- 本事業の支援対象は、地域農業の担い手である認定農業者及び集落営農組織です。具体的には、
 - ①認定農業者
 - ②認定志向農業者(3年以内に認定農業者になることを目指す農業者)
 - ③特定農業法人
 - ④特定農業団体
 - ⑤特定法人
 - ⑥次の基準を満たす集落営農組織
 - ・規約を有していること
 - ・組織として一元的に経理を行っていること
 - ・将来的な農用地利用集積の目標面積が地域内農用地の2/3以上であること
 - ・主たる従事者の年間農業所得の目標が市町村基本構想の水準以上であること
 - ・事業実施から5年以内に農業生産法人となる計画を有していること

政策目標

担い手の育成・確保

<平成19年>		<農業構造の展望(平成27年)>	
認定農業者	約24万	→ 効率的かつ安定的な家族農業経営	33万~37万
集落営農	約1万3千	→ 効率的かつ安定的な集落営農経営	2万~4万

<内容>

担い手育成総合支援協議会を中心として、認定農業者等の担い手による経営規模の拡大や新たな需要に対応した新規作物の導入、農畜産物の高付加価値化等による地域農業を中心とした自立的な雇用創出に取り組む地区を対象として、農業者の経営責任を基本としつつ、以下の支援を総合的に実施します。

1. プロジェクト融資主体型補助（拡充）

認定農業者等の担い手による融資を主体（融資率が5割を超えること）とした農業用機械・施設等の導入に際して、**融資残の自己負担部分について補助金を交付し**、担い手の経営責任と創意工夫による主体的な経営展開を補完的に支援します。

経済危機対策では、認定農業者等の担い手が**農業研修生の受入や雇用者の増**を図るために必要な**農業用機械・施設及び新規就農者等研修宿泊施設等**の整備・改修等を目的とした「**地域雇用促進型**」を創設します。また、雇用確保が期待できる**特定法人**を新たに助成対象者として追加します。

【補助率：融資残額（3／10上限）】

【プロジェクト融資主体型補助：875百万円】

【事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会】

2. 追加的信用供与（拡充）

プロジェクト融資主体型補助に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増し（代位弁済時の経費を助成）により、**金融機関への債務保証（担い手の信用保証）**を拡大します。

経済危機対策では、地域雇用促進型の創設に伴い、追加的信用供与の**予算の増額**を行います。

【補助率：定額】

【追加的信用供与：175百万円】

【事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会】

[担当課：経営局構造改善課（03－6744－2148（直））]